

相馬市公告第8号

相馬市公共下水道の事業計画を変更するにあたり、下水道法施行令第3条の規定により次のとおり公告し、当該事業計画の案を縦覧に供する。

なお、当該事業計画案の利害関係人は、縦覧期間満了の日までに意見書を提出する事ができる。

令和8年3月4日

相馬市長 阿部 勝弘

1 事業計画の名称

相馬市公共下水道事業計画

2 事業計画の内容

事業計画書において表示する。

3 事業計画案の縦覧場所

相馬市中村字北町63番地の3

相馬市建設部下水道課（相馬市役所2階）

4 縦覧期間

令和8年3月5日から令和8年3月18日まで